都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長 横倉 義武

医療事故調査制度に関する 厚生労働省令ならびに施行通知の送付について

本年10月1日からの実施が予定されている医療事故調査制度については、厚生労働省「医療事故調査制度の施行に係る検討会」の取りまとめを受けて、厚生労働省令案に対するパブリックコメントの募集が4月21日まで行われていたところですが、今般、それらを踏まえて、医療法施行規則の一部を改正する厚生労働省令が公布され、併せて厚生労働省医政局長からも通知が発出されましたので、写しをお送りいたします。

なお、本制度における「医療事故調査等支援団体」になるための、都道府県医師会に係る申出につきましては、日本医師会から 47 都道府県医師会を一括して申請させていただきますので、個別に厚生労働省に申請をいただくことは不要であることを申し添えさせていただきます。

医療事故調査制度の円滑な開始に向けて、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

医政発 0 5 0 8 第 2 号 平成 2 7 年 5 月 8 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行(医療事故調査制度)について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知いただくと共に、関係者への周知方よろしくお願いします。

なお、改正後の医療法第6条の11第2項に規定する「医療事故調査等支援 団体」になることを希望する場合は、厚生労働省医政局総務課に照会していた だくようよろしくお願いします。



医政発 0 5 0 8 第 1 号 平成 2 7 年 5 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長(公 印 省 略)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律 の整備等に関する法律の一部の施行(医療事故調査制度)について

平成26年6月25日付けで公布された、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)により、医療法(昭和23年法律第205号)の一部が改正されたところである。このうち、改正後の医療法における医療事故調査及び医療事故調査・支援センターに関する規定については、平成27年10月1日から施行されることとされているところである。

その施行に当たり、「医療事故調査制度の施行に係る検討について」(平成27年3月20日医療事故調査制度の施行に係る検討会)に沿って、医療法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第100号。以下「改正省令」という。)が本年5月8日付けで公布されたところである。

本改正の要点は別添のとおりであるので、御了知の上、その運用に遺憾のないよう特段の御配慮をいただくとともに、管下政令指定都市、保健所設置市、 医療機関、関係団体等に対し周知願いたい。

なお、併せて、改正後の医療法第6条の11第2項に規定する「医療事故調 査等支援団体」になることを希望する団体は厚生労働省医政局総務課に照会し ていただくよう、管下の医療機関、関係団体等に対して周知願いたい。

医療事故の定義について 医療に起因し、又は起因すると疑われるもの

通知	 医療に起因し、又は起因すると疑われるもの
省令	〇省令事項なし
法律	第6条の10 病院、診療所又は助産所(以下この章において「病院・診療所又は助産所(以下この章にもないて「病院等」という。)の管理者は、医療事故(当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第6条の15第1項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。

|医療に起因する(疑いを含む)」死亡又は死産の考え方

「当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が 当該死亡又は死産を予期しなかったもの」を、医療事故として管理者が報告する。

「医療」 (下記に示したもの)に起因し、又は起因すると疑われる死亡 又は死産(①)

○ 影察

徴候、症状に関連するもの

検査等(経過観察を含む)

- 検体検査に関連するもの
 - 生体検査に関連するもの
- 診断穿刺・検体採取に関連するもの 画像検査に関連するもの

治療(経過観察を含む

- 投薬・注射(輸血含む)に関連するもの
- リハビリテーションに関連するもの
- 処置に関連するもの
- 手術(分娩含む)に関連するもの
 - 麻酔に関連するもの
- 放射線治療に関連するもの 医療機器の使用に関連するもの

その街

管理者が医療に起因し、又は起因すると 以下のような事案については、 疑われるものと判断した場合

- 療養に関連するもの
- 転倒・転落に関連するもの
 - 誤嚥に関連するもの
- /身体抑制に関連するもの 患者の隔離・身体的拘束、

①に含まれない死亡又は死産(②)

左記以外のもの

〈具体例〉

- 施設管理に関連するもの 0
- 火災等に関連するもの
- -地震や落雷等、天災によるもの
 - かの街
- 併発症 0

(提供した医療に関連のない、偶発的に生じた疾患)

- 原病の進行 0
- 自殺(本人の意図によるもの) 0
- かの街 0
- 檙 -院内で発生した殺人・傷害致死、

医療の項目には全ての医療従事者が提供する医療が含まれる。 - ° × ×

①、②への該当性は、疾患や医療機関における医療提供体制の特性・専門性によって異なる。

当該死亡または死産を予期しなかったもの 1. 医療事故の定義について

录 熳 作 绁 鉪 妝

第6条の1(

して厚生労働省令で定めるものをいう。以下この章に 病院、診療所又は助産所(以下この章において「病 管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたものと おいて同じ。)が発生した場合には、厚生労働省令で に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又 は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該 定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、 場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を 院等」という。)の管理者は、医療事故(当該病院等 第6条の15第1項の医療事故調査・支援センターに 報告しなければならない。

当該死亡又は死産を予期しなかったもの

- 当該死亡又は死産が予期されていなかったものと して、以下の事項のいずれにも該当しないと管理者 が認めたもの
- 産が予期されていることを説明していたと認めたも 等により、当該患者等に対して、当該死亡又は死 管理者が、当該医療の提供前に、医療従事者
- とを診療録その他の文書等に記録していたと認め 等により、当該死亡又は死産が予期されているこ 管理者が、当該医療の提供前に、医療従事者 たもの $|\cdot|$
- 者等により、当該死亡又は死産が予期されている 療の提供前に、当該医療の提供に係る医療従事 等からの事情の聴取及び、医療の安全管理のた 限る。)からの意見の聴取を行った上で、当該医 管理者が、当該医療の提供に係る医療従事者 めの委員会(当該委員会を開催している場合に ム認めたもの |I|

左記の解釈を示す。 0

- はなく、当該患者個人の臨床経過等を踏まえて、 当該死亡又は死産が起こりうることについての説 明及び記録であることに留意すること。 般的な死亡の可能性についての説明や記録で ● 省令第一号及び第二号に該当するものは、
- 二項の規定に基づき、適切な説明を行い、医療 いることを説明する際は、医療法第一条の四第 患者等に対し当該死亡又は死産が予期されて を受ける者の理解を得るよう努めること。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い 手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医 療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。 参考)医療法第一条の四第二項

1. 医療事故の定義について 〇 死産

	 死産については「医療に起因し、又は起因すると疑われる、妊娠中または分娩中の手術、処置、投薬及びそれに準じる医療行為により発生した死産であって、当該管理者が当断する。 人口動態統計の分類における「人工死産」は対象としない。
和	○省令事項なし
# 投	第6条の10 病院、診療所又は助産所(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、医療事故(当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第6条の15第1項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。

1. 医療事故の定義について 〇 医療事故の判断プロセス

法律	省令	通知
第6条の10 病院、診療所又は助産所(以下この章において「病院・診療所又は助産所(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、医療事故(当該病院等に勤務する医療徒事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第6条の15第1項の医療事故調査・支援センターに報告によりに		 医療機関での判断プロセスについて 管理者が判断するに当たっては、当該医療事故に関わった医療従事者等から十分事情を聴取した上で、組織として判断する。 管理者が判断する上での支援として、医療事故調査・支援センター(以下「センター」という。)及び支援団体は医療機関からの相談に応じられる体制を設ける。
第6条の11 3 医療事故調査等支援団体は、前項の規定により支援を求められたときは、医療事故調査に必要な支援を行うものとする。 第6条の16 医療事故調査・支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。 五 医療事故調査の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。		○ 管理者から相談を受けたセンター又は支援団体は、 記録を残す際等、秘匿性を担保すること。

	通知	 ○ 以下のうち、適切な方法を選択して報告する。 ● 書面 ● 書面 ● Web上のシステム ● 日時/場所/診療科 ● 医療事故の状況 ・報告時点で把握している範囲・報告時点で把握している範囲・調査により変わることがあることが前提であり、その時点で不明な事項については不明と記する。 ● 連絡先 ● 患者情報(性別/年齢等) ● 調査計画と今後の予定 ● 最者情報(性別/年齢等) ● 調査計画と今後の予定 ● を療機関名/所在地/管理者の氏名 ● 基者情報(性別/年齢等) ● 正総先 ● 正総先 ● 正総先 ● 正総先 ● 正総先 ● 本名の他管理者が必要と認めた情報 センターへの報告期限 マの他管理者が必要と認めた情報 センターへの報告期限 ※ なお、「遅滞なく」報告とする。 ※ なお、「遅滞なく」報告とする。 ※ なお、「遅滞なく」報告とする。 ※ なお、「遅滞なく」報告とする。 ※ なお、「遅滞なく」報告とする。 ※ なお、「遅滞なく」報告とする。 ※ なお、「遅滞なく」報告を見する。 ※ なお、「遅滞なく」報告を見する。 ※ なお、「遅滞なく」もものは、正当な理由無べ漫然と遅延することは、認められないという趣旨であり、当該事例ごとにできる限りすみや かに報告することが求められるもの。
15ついて	4	 センターへの報告方法について センターへの報告は、次のいずれかの方法によって行うものとする。 書面 Web上のシステム 世ンターへの報告事項について 病院等の管理者がセンターに報告を行わなければならない事項は、次のとおり。 (本達で定められた事項 (事時/場所 (事 医療養関名/所在地/管理者の氏名 (事 医療事故の状況 (事 監者情報(性別/年齢等) (事 医療事故調査の実施計画の概要 その他管理者が必要と認めた情報 その他管理者が必要と認めた情報
2. 医療機関からセンターへの事故の報告について○ 医療機関からセンターへの報告方法○ 医療機関からセンターへの報告事項○ 医療機関からセンターへの報告事項○ 医療機関からセンターへの報告期限	医療機関からセンター 医療機関からセンター 	第6条の10 病院、診療所又は助産所(以下この章において 「病院等」という。)の管理者は、医療事故(当該病 院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起 因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であ つて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しな かつたものとして厚生労働省令で定めるものをいう。 以下この章において同じ。)が発生した場合には、 厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該 医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働 省令で定める事項を第6条の15第1項の医療事故 調査・支援センターに報告しなければならない。

3. 医療事故の遺族への説明事項等について 〇 遺族の範囲

通知	
金	 「遺族」の範囲について ③ 死亡した者の遺族 ③ 死産した胎児の遺族について (法律で定められた事項 (事 死産した胎児の次母) (事 死産した胎児の公母) (事 死産した胎児の名事項 (事 死産した胎児の祖父母)
济	第6条の10 2 病院等の管理者は、前項の規定による報告をする に当たつては、あらかじめ、医療事故に係る死亡した 者の遺族又は医療事故に係る死産した胎児の父母 その他厚生労働省令で定める者(以下この章におい て単に「遺族」という。)に対し、厚生労働省令で定め る事項を説明しなければならない。

3. 医療事故の遺族への説明事項等について 〇 遺族への説明事項

		英			、町の内
通知	ユ れて	○ 遺族へは、「センターへの報告事項」の内容を遺族に わかりやすく説明する。	〇 遺族へは、以下の事項を説明する。	● 医療事故の日時、場所、状況・ 日時/場所/診療科	 医療事故の状況 ・疾患名/臨床経過等 ・報告時点で把握している範囲 ・調査により変わることがあることが前提であり、 その時点で不明な事項については不明と説明する。 制度の概要 解剖又は死亡時画像診断(Ai)が必要な場合の解剖又は死亡時画像診断(Ai)が必要な場合の解剖又は死亡時画像診断(Ai)の具体的実施内容などの同意取得のための事項 血液等の検体保存が必要な場合の説明
4	遺族への説明事項について		○ 遺族への説明事項については、以下のとおり。	● 医療事故の日時、場所、状況	 制度の概要 院内事故調査の実施計画 解剖又は死亡時画像診断(Ai)が必要な場合の解剖又は死亡時画像診断(Ai)の同意取得のための事項
光 律	第6条の10	2 病院等の管埋者は、町頃の規定による報告をする「に当たつては、あらかじめ、医療事故に係る死亡した者の遺族又は医療事故に係る死産した胎児の父母その他厚牛労働省合で定める者(以下この章におい	て単に「遺族」という。)に対し、厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。		

4. 医療機関が行う医療事故調査について 〇 医療機関が行う医療事故調査の方法等

计计	省令	通知
第6条の11 病院等の管理者は 医痿重拗が発生	医療事故調査の方法等	
が死寺の旨生旬は、C城事政が先主でた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその原因を明らかにする		○ 本制度の目的は医療安全の確保であり、個人の責任を追及するためのものではないこと。
ために必要な調査(以下この章において 「医癖事为調本」とい。)を行わなければ	事 以調宜を適りに行う/zØ/に必要な割田内で選択し、 それらの事項に関し、当該医療事故の原因を明らか	○ 調査の対象者については当該医療従事者を除外しないこと。
ならない。	にするために、情報の収集及び整理を行うことにより 行うものとする。 ・診癖舒その他の診癖に関する評器の確認	○ 調査項目については、以下の中から必要な範囲内で選択し、 それらの事項に関し、情報の収集、整理を行うものとする。 ※調本の過報に対いて可能が問題を持つにある。
	ガ 発送 ない かいかん こう ひかい 正説・当数医療従事者のヒアリング・その他の関係者からのヒアリング	※調量の過程において可能を取り置付けで無末に能慮すること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・解剖又は死亡時画像診断(Ai)の実施 ・医薬品、医療機器、設備等の確認	いがない、日本、スキにおいます・当該医療従事者のヒアリング
	・血液、尿等の検査	※ヒアリンク結果は内部賃存として取り扱い、角示しないこと。(法的強制力がある場合を除く。)とし、その旨をヒアリング対象者に伝える。・その他の関係者からのヒアリング
		※遺族からのヒアリングが必要な場合があることも考慮する。
		・医薬品、医療機器、設備等の確認
		・解剖又は死亡時画像診断(Ai)については解剖又は死亡時画像診断(Ai)の実施前にどの程度死亡の原因を医学的に
		判断できているか、遺族の同意の有無、解剖又は死亡時画 像診断(Ai)の実施により得られると見込まれる情報の重要
		性などを考慮して実施の有無を判断する。 ・血液、尿等の検体の分析・保存の必要性を考慮
		○ 医療事故調査は医療事故の原因を明らかにするために行う
		ものであること。※同日十年日十日的大、当事的で出会されて十二年本日十日の大
		※原凶も指来も労催ん、誤来寺の手術の事例であっても、調査・項目で自路せずに丁寧な調査を行うことが重要であること。
		○ 調査の結果、必ずしも原因が明らかになるとは限らないことに 留意すること。
		○ 再発防止は可能な限U調査の中で検討することが望ましい が、必ずしま再発防止等が得いカスとH限にない、コレーの音子
		な、どうとの井光辺上ネルゴザン4でのはを扱うないにいまありること。

5. 支援団体の在り方について O 支援団体 O 支援内容		
サ北	牛小	通色
第6条の11 を沙医術に関する学術団体 2 歳に笠の管理者は 医学医術に関する学術団体	支援団体について	
——————————————————————————————————————	〇 支援団体は別途告示で定める。	○ 医療機関の判断により、必要な支援を支援団体に 求めるものとする。
に吹る。次頃々ひ弟の字のZZにあいて「医療事故調査等支援団体」という。)に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求めるものとする。 3 医療事故調査等接団体は、前項の規定により支		○ 支援団体となる団体の事務所等の既存の枠組みを活用した上で団体間で連携して、支援窓口や担当者を一元化することを目指す。
援を求められたときは、医療事故調査に必要な支援 を行うものとする。		○ その際、ある程度広域でも連携がとれるような体制 構築を目指す。
第6条の16 医療事故調査・支援センターは、次に掲げる業務を 行うものとする。 五 医療事故調査の実施に関する相談に応じ、必要 な情報の提供及び支援を行うこと。		○ 解剖・死亡時画像診断については専用の施設・医師の確保が必要であり、サポートが必要である。
 ◆参議院厚生労働委員会附帯決議(2 医療事故 調査制度について) イ 院内事故調査及び医療事故調査・支援センターの 調査に大きな役割を果たす医療事故調査等支援団 体については、地域間における事故調査の内容及び 質の格差が生じないようにする観点からも、中立性・ 専門性が確保される仕組みの検討を行うこと。また、 事故調査が中立性、透明性及び公正性を確保しつ つ、迅速かつ適正に行われるよう努めること。 		
	-10-	

6. 医療機関からセンターへの調査結果報告についてウ センターへの報告事項・報告方法

	センターへの報告方法について ○ センターへの報告は、次のいずれかの方法によって行うものとする。 ● 書面又はWeb上のシステム		 ○ 本制度の目的は医療安全の確保であり、個人の責任を追及するためのものではないことを、報告書冒頭に記載する。 ○ 報告書はセンターへの提出及び遺族への説明を目的としたものであることを記載することは差し支えないが、それ以外の田冷・田いる可給性・ロップは、またが、は、光がに続くないのに、これがは、これが、は、おりの日本・ロップをはない。 	び出迹に用いる引能はころいては、めらがらめ当政区がに事者へ教示することが適当である。○ センターへは以下の事項を報告する。	 ● 日時/場所/診療枠 ● 医療機関名/所在地/連絡先 ● 医療機関の管理者の氏名 ● 患者情報(性別/年齢等) ● 医療事故調査の項目、手法及び結果 ・ 調査の概要(調査項目、調査の手法) ・ 臨左松渦(突縄的重宝の怒渦) 	 ・ 原因を明らかにするための調査の結果 ・ 源因を明らかにするための調査の結果 ・ 調査において再発防止策の検討を行った場合、管理者が講ずる再発防止策については記載する。 ・ 当該医療従事者や遺族が報告書の内容について意 	見がある場合等は、その旨を記載すること。 ○ 医療上の有害事象に関する他の報告制度についても留意 すること。(別紙) ○ 当該医療従事者等の関係者について匿名化する。	○ 医療機関が報告する医療事故調査の結果に院内調査の内部資料は含まない。
华		センターへの報告事項・報告方法について	○ 病院等の管理者は、院内調査結果の報告を行うときは次の事項を記載した報告書をセンターに提出して行う。● 日時/場所/診療科 医咳機間々/応か地/海線件	► 医療機関の管理者の氏名► 患者情報(性別/年齡等)	● 医療事故調査の項目、手法及び結果		〇 当該医療従事者等の関係者について匿名化する。	
サ 火	第6条の11 4 病院等の管理者は、医療事故調査を終了 したときは、厚生労働省令で定めるところによ リ、遅滞なく、その結果を第6条の15第1項の 医療事故調査・支援センターに報告しなけれ	ばならない。						

7. 医療機関が行った調査結果の遺族への説明について○ 遺族への説明方法・説明事項

通知	 遺体への説明た法については、口頭(説明内容をカルテに記載)又は書面(報告書又は説明用の資料)若しくはその双方の適切な方法により行う。 ○ 調査の目的・結果について、遺族が希望する方法で説明するよう努めなければならない。 			○ 現場医療者など関係者について匿名化する。	
令 零		遺族への説明事項について	○「センターへの報告事項」の内容を説明することと する。	〇 現場医療者など関係者について匿名化する。	
# 找	第6条の11 5 病院等の管理者は、前項の規定による報告をするに当たつては、あらかじめ、遺族に対し、厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、又は遺族の所在が不明であるときは、この限りでない。				

8. センターの指定にしいて

煙
? =
作
Åı
徘
劺
戕

理者が行う医療事故調査への支援を行う 査・支援センターとして指定することができ 厚生労働大臣は、医療事故調査を行う こと及び医療事故が発生した病院等の管 れるものを、その申請により、医療事故調 ことにより医療の安全の確保に貧すること 団法人であつて、次条に規定する業務を 適切かつ確実に行うことができると認めら を目的とする一般社団法人又は一般財

- 定をしたときは、当該医療事故調査・支援 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指 センターの名称、住所及び事務所の所在 地を公示しなければならない。
- 3 医療事故調査・支援センターは、その名 称、住所又は事務所の所在地を変更しよ うとするときは、あらかじめ、その旨を厚生 労働大臣に届け出なければならない。
- 出があつたときは、当該届出に係る事項を 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届 公示しなければならない。

第6条の27

この節に規定するもののほか、医療事故 調査・支援センターに関し必要な事項は、 厚生労働省令で定める。

センターの指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提 出しなければならない 0

○通知事項なし

足

- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 調査等業務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地
 - 調査等業務を開始しようとする年月日
- 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 0
 - 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類 役員の氏名及び経歴を記載した書類 調査等業務の実施に関する計画
- 調査等業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 次のいずれかに該当する者は、センターの指定を受けることができない。 0
- 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受 けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- センターの指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者
- 厚生労働大臣は、センターの指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいず れにも適合していると認めるときでなければ、同条の指定をしてはならない。 0
 - 営利を目的とするものでないこと。
- 調査等業務を行うことを当該法人の目的の一部としていること。
- 調査等業務を全国的に行う能力を有し、かつ、十分な活動実績を有すること。 調査等業務を全国的に、及び適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎を有すること。
- 調査等業務の実施について利害関係を有しないこと。 調査等業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによつて調査等業務の運営が 不公正になるおそれがないこと。
 - 役員の構成が調査等業務の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 調査等業務について専門的知識又は識見を有する委員により構成される委員会を有すること。 前号に規定する委員が調査等業務の実施について利害関係を有しないこと。 公平かつ適正な調査等業務を行うことができる手続を定めていること。

9. センター業務について①〇 センターが行う、院内事故調査結果の整理・分析とその結果の医療機関への報告

通知	報告された院内事故調査結果の整理・分析、 医療機関への分析結果の報告について ○ 報告された事例の匿名化・一般化を行い、デー タベース化、類型化するなどして類似事例を集積し、 共通点・類似点を調べ、傾向や優先順位を勘案す る。	○ 個別事例についての報告ではなく、集積した情報に対する分析に基づき、一般化・普遍化した報告をすること。	○ 医療機関の体制・規模等に配慮した再発防止策 の検討を行うこと。	高別事例 類別化 分析
令 學	〇 省令事項なし			
米	 第6条の16 医療事故調査・支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。 一 第6条の11第4項の規定による報告により収集した情報の整理及び分析を行うこと。 二 第6条の11第4項の規定による報告をした病院等の管理者に対し、前号の情報の整理及び分析 	の荷子の神では、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに		

○ センターが行う調査の依頼 ○ センターが行う調査の内容		
计	令 零	通知
第6条の17 医療事故調査・支援センターは、医療事故が発生した病院等の管理者又は遺族から、当該医療事故について調査の依頼があったときは、必要な調査を行うことができる。 2 医療事故調査・支援センターは、前項の調査について必要があると認めるときは、同項の管理者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。 3 第1項の管理者は、医療事故調査・支援センターから前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。 4 医療事故調査・支援センターは、第1項の管理者が第2項の規定による求めを拒んだときは、これを拒が第2項の規定による求めを拒んだときは、その旨を公表することができる。	○省令事項なし	 センター調査の依頼について 医療事故が発生した医療機関の管理者としてセンターに報告に表験機関の管理者が医療事故としてセンターに報告に事業については、センターに対して調査の依頼ができる。 センター調査の実施及びセンター調査への医療機関の協力について 原内事故調査終了後にセンターが調査する場合は、院内事故調査の検証が中心となるが、必要に応じてセンターから調査の協力を求められることがあるので病院等の管理者は協力すること。 原内事故調査を係了前にセンターが調査する場合は、院内事故調査の結果を受けてその検証を行うこと。各医療機関においては院内事故調査を指実に行うとともに、必要に応じてセンターから連絡や調査を行うこと。各医療機関においては院内事故調査を着実に行うとともに、必要に応じてセンターから連絡や調査の管理者は協力すること。 センター調査(・検証)は、医療機関が行う調査の方法」で示した項目について行う。その際、当該病院等の状況等を考慮しておこなうこと。 センターは医療機関に協力を求める際は、調査に必要かつ合理的な範囲で協力を求める際は、調査に必要かつ合理的な範囲で協力を求める際は、調査に必要かつ合理的な範囲で協力を求める際は、調査に必要かつ合理的な範囲で協力を求める際は、調査に必要かつ合理的な範囲で協力を求める際は、調査に必要かつ合理的な範囲で協力を求めるをとする。
	-	

10. センター業務について②

10. センター業務について② O センターが行った調査の医療機関と遺族への報告

地地	4	通知
第6条の17 5 医療事故調査・支援センターは、第1項の調査を パコ・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1		センター調査の遺族及び医療機関への報告方法・ 報告事項について
終了したとさは、その調金の結果を同項の管理者及 び遺族に報告しなければならない。	〇 省令事項なし	○ センターは調査終了時に以下事項を記載した調 査結果報告書を、医療機関と遺族に対して交付する。
		● 日時/場所/診療科● 医療機関名/所在地/連絡先● 医療機関の管理者
		● 患者情報(性別/年齢等)● 医療事故調査の項目、手法及び結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		調量の概要(調量項目、調量の十次)臨床経過(客観的事実の経過)原因を明らかにするための調査の結果
		※調査の結果、必ずしも原因が明らかになるとは限らないことに留意すること。
		※原因分析は客観的な事実から構造的な原因を分析するものであり、個人の責任追及を行うものではないことに留意すること。
		再発防止策 ※再発防止策は、個人の責任追及とならないように 注意し、当該医療機関の状況及び管理者の意見 を踏まえた上で記載すること。
		〇 センターが報告する調査の結果に院内調査報告書等の内部資料は含まない。

10. センター業務について② O センターが行った調査の結果の取扱い

通知	 センター調査結果報告書の取扱いについて ○ 本制度の目的は医療安全の確保であり、個人の 責任を追及するためのものではないため、センターは、 個別の調査報告書及びセンター調査の内部資料に ついては、法的義務のない開示請求に応じないこと。 ※証拠制限などは省令が法律を超えることはできず、立法論の話で ある。 	○ センターの役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、調査等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
华	〇 省令事項なし	
新	第6条の17 5 医療事故調査・支援センターは、第1項の調査を 終了したときは、その調査の結果を同項の管理者及 び遺族に報告しなければならない。	第6条の21 医療事故調査・支援センターの役員若しくは職員 又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、調 査等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

11. センター業務にしいた③ O センターが行い距極

	(本)	テ って を行う (使用)	
	ンターが行う研修については、対象者別に以下センターが行う研修については、対象者別に以下の研修を行う。 ①センターの職員向け:センターの業務(制度の理解、相談窓口業務、医療機関への支援等)を円滑に遂行するための研修を円滑に遂行するための研修を円滑に遂行するための研修を任った事故調査を行うことができるような研修3支援団体の職員向け:専門的な支援に必要な知職等を学ぶ研修	研修を行うに当たっては、既存の団体等が行っている研修と重複することがないよう留意する。 いる研修と重複することがないよう留意する。 研修の実施に当たっては、一定の費用徴収を行う こととし、その収入は本制度のために限定して使用	
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	ついた こついては、 オ・センター ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	Clは、既存 <i>o</i> とがないよ てlは、一定 で制度のた&	
阌	オーが行う研修に ンターが行う研修に 対修を行う。 センターの職員向け 理解、相談窓口業 理解、相談窓口業 を円滑に遂行する才 を円滑に遂行する才 を展機関の職員向け を伴った事故調査。 支援団体の職員向 知識等を学ぶ研修	:うに当たっ: 重複するこ 施に当たっ がに当たっ	
	 センターが行う研修については、対象者別に以下の研修を行う。 ① センターが行う研修については、対象者別に以下の研修を行う。 ① センターの職員向け:センターの業務(制度の理解、相談窓口業務、医療機関への支援等)を円滑に遂行するための研修を円滑に遂行するための研修 ②医療機関の職員向け:科学性・論理性・専門性を伴った事故調査を行うことができるような研修 ③支援団体の職員向け:専門的な支援に必要な知識等を学ぶ研修 	○ 研修を行うに当たっては、既存の団体等が行っている研修と重複することがないよう留意する。○ 研修の実施に当たっては、一定の費用徴収を行うことと、その収入は本制度のために限定して使用する。	ô o
4	○ 省令事項なし		
一	の16 医療事故調査に従事する者に対し医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修を行うこと。		

12. センター業務について④ 〇 センターが行う普及啓発

通知	 センターが行う普及啓発について ○ 集積した情報に基づき、個別事例ではなく全体として得られた知見を繰り返し情報提供する。 ○ 誤薬が多い医薬品の商品名や表示の変更など、関係業界に対しての働きかけも行う。 ○ 再発防止策がどの程度医療機関に浸透し、適合しているか調査を行う。
4 条	3 省令事項なし
米	第6条の16 大 医療事故の再発の防止に関する普及啓発を 行うこと。

13. センターが備えるべき規定について

通知	○ 通知事項なし
4 争	 ○ 厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 ● 調査等業務を行う時間及び休日に関する事項 ● 調査等業務を行う時間及び休日に関する事項 ● 調査等業務を行う時間及び休日に関する事項 ● 調査等業務の実施方法に関する事項 ● 調査等業務に関する秘密の保持に関する事項 ● 調査等業務に関する秘密の保持に関する事項 ● 調査等業務に関する極適及び書類の管理及び保存に関する事項 ● 前各号に掲げるものの他、調査等業務に関し必要な事項 ○ センターは、業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 ● な更の内容 ● 変更の内容 ● 変更の理由 ● 変更の理由
サ 光	第6条の18 医療事故調査・支援センターは、第6条の16各号に掲げる業務(以下「調査等業務」という。)を行うときは、その開始前に、調査等業務の実施方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項について調査等業務に関する規程(次項及び第6条の26第1項第三号において「業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が調査等業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

14. センターの事業計画等の認可について

15. センターの事業報告書等の提出について

通知	〇 通知事項なし			
4	○ センターは、事業計画書及び収支予算書の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始の一月前までに(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。	○ センターは、事業計画書又は収支予算書の変更 の認可を受けようとするときは、あらかじめ、変更の内 容及び理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提 出しなければならない。	○ センターは、事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。	
计	第6条の19 医療事故調査・支援センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、調査等業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	2 医療事故調査・支援センターは、厚生労働省令で 定めるところにより、毎事業年度終了後、調査等業務 に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生 労働大臣に提出しなければならない。		

16. センターの業務の休廃止の許可について

17. センターが備える帳簿について

通知	通知事項なし	
令	 ○ センターは、調査等業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするとさは、その休止しなは廃止しようとする問面前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 ○ 休止又は廃止しようとする調査等業務の範囲・休止又は廃止しようとする調査等業務の範囲・休止又は廃止しようとする相目及び休止しようとする場合はその期間・休止又は廃止の理由 ○ センターは、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを最終の記載の日から三年間保存しなければならない。 ○ 病院等から医療事故調査の結果の報告を受けた年月日 ○ 病院等から医療事故調査の結果の報告を受けた年月日 ● 前号の報告に係る医療事故の概要 ● 前号の報告に係る整理及び分析結果の概要 ● 第1号の報告に係る整理及び分析結果の概要 	
# 1/4	第6条の20 医療事故調査・支援センターは、厚生労働大臣の 許可を受けなければ、調査等業務の全部又は一部 を休止し、又は廃止してはならない。 第6条の23 医療事故調査・支援センターは、厚生労働省令で 定めるところにより、帳簿を備え、調査等業務に関し 厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存し なければならない。	

医療上の有害事象に関する報告制度

1. 医薬品・医療機器等安全性情報報告制度

根拠	医薬品・医療機器等法第68条の10第2項
目的	医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用による副作用、感染症又は不具合の発生(医療機器及び再生医療等製品の場合は、健康被害が発生するおそれのある不具合も含む。)について、保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止。
報告者	医療関係者(薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者、獣医師その他の医薬関係者)
報告する情報	医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用による副作用、感染症又は不具合の発生(医療機器及び再生医療等製品の場合は、健康被害が発生するおそれのある不具合も含む。)について、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止する観点から報告の必要があると判断した情報(症例)。
報告の窓口	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 安全第一部 情報管理課 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル FAX: 0120-395-390 電子メール: anzensei-hokoku@pmda.go.jp ※ 郵送、FAX又は電子メールで受付

2. 予防接種法に基づく副反応報告制度

根拠	予防接種法第 12 条第 1 項
目的	予防接種後に生じる種々の身体的反応や副反応について情報を収集 し、ワクチンの安全性について管理・検討を行い、以て広く国民に情報 を提供すること及び今後の予防接種行政の推進に資すること。
報告者	病院若しくは診療所の開設者又は医師
報告する情報	定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令(注1)で定めるものを呈している旨。 注1:予防接種法施行規則第5条に規定する症状
報告の窓口	独立行政法人医薬品医療機器総合機構 安全第一部情報管理課 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル FAX:0120-176-146 ※ FAXのみの受付

3. 医療事故情報収集等事業

根拠	医療事故情報収集・分析・提供事業:医療法施行規則第9条の23、第12条 ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業:厚生労働省補助事業
目的	特定機能病院等や事業参加登録申請医療機関から報告された、事故その他の報告を求める事案(以下「事故等事案」という。)に関する情報又は資料若しくはヒヤリ・ハット情報を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を事業参加医療機関及び希望医療機関に提供すること。
報告者	医療事故情報収集・分析・提供事業 特定機能病院等の報告義務対象医療機関(義務) 参加登録申請医療機関(任意参加) ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業 参加登録申請医療機関(任意参加)
報告する情報	 医療事故情報収集・分析・提供事業 ① 誤った医療または管理を行なったことが明らかであり、その行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事例。 ② 誤った医療または管理を行なったことは明らかでないが、行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事例(行った医療又は管理に起因すると疑われるものを含み、当該事例の発生を予期しなかったものに限る)。 ③ ①及び②に揚げるもののほか、医療機関内における事故の発生の予防及び再発の防止に資する事例。 ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業 ① 医療に誤りがあったが、患者に実施される前に発見された事例。 ② 誤った医療が実施されたが、患者への影響が認められなかった事例または軽微な処置・治療を要した事例。ただし、軽微な処置・治療とは、消毒、湿布、鎮痛剤投与等とする。 ③ 誤った医療が実施されたが、患者への影響が不明な事例。
報告の窓口	日本医療機能評価機構のホームページ(<u>http://jcqhc.or.jp/</u>)から、Web システムを用いて報告。

4. 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

根拠	厚生労働省補助事業
目的	薬局から報告されたヒヤリ・ハット事例等を収集・分析し、提供することにより、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ること。
報告者	参加登録申請薬局(任意参加)
報告する情報	以下のうち、本事業において収集対象とする事例は医薬品または特定保険医療材料が関連した事例であって、薬局で発生または発見された事例① 医療に誤りがあったが、患者に実施される前に発見された事例。② 誤った医療が実施されたが、患者への影響が認められなかった事例または軽微な処置・治療を要した事例。但し、軽微な処置・治療とは、消毒、湿布、鎮痛剤投与等とする。 ③ 誤った医療が実施されたが、患者への影響が不明な事例。
報告の窓口	日本医療機能評価機構のホームページ (<u>http://jcqhc.or.jp/</u>) から、Web システムを用いて報告。

5. 消費者安全調査委員会への申出

根拠	消費者安全法第 28 条
目的	消費者安全調査委員会の事故等原因調査等のきっかけの一つとして、 消費者庁から報告される事故等情報だけでは抽出できない事故等につい て、必要な事故等原因調査等につなげるためのしくみを構築することに より、調査等の必要な事故の漏れや事故等原因調査等の盲点の発生を防 ぎ、必要な事故の再発・拡大防止対策につなげていくこと。
申出者	制限なし
申出の内容	消費者の生命又は身体被害に関わる消費者事故等について、被害の発生又は拡大の防止を図るため、事故等原因の究明が必要だと思料する場合に、消費者安全調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができる。
申出の窓口	消費者庁 消費者安全課 事故調査室 〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー6 階 専用電話番号 03-3507-9268 (受付時間 10:00~17:00) FAX番号 03-3507-9284

○厚生労働省令第百号

地 域に おける医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成二十六

年法律第八十三号)の一 部の 施行に伴 V. 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第六条の十、 第六条の十

第一 項、 第四項及び第五項、 第六条の十九、 第六条の二十三並びに第六条の二十七の規定に基づき、 医 療

法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法 施行規則 (昭 和二十三年厚生省令第五十号)の 部を次のように改正する。

目 次 中 第一 条 の 十 一 | 第一条の十三」 を 「第一条の十の二―第一条の十三の十」 に改める。

第一章の三中第一条の十一の前に次の三条を加える。

(医療事故の報告)

第 一条の十の二 法第六条の十第一項に規定する厚生労働省令で定める死亡又は死産は、 次の各号のいずれ

にも該当しないと管理者が認めたものとする。

の家族に対して当該死亡又は 病院等の管 理者が、 当該医療が提供される前 死産 が予期されることを説明してい に当該医療従事者等が当該医療の提供を受ける者又はそ たと認めたも

病院等の管 1理者が 当該] 医 「療が 提供される前 に当該医 療従事者等が当該死亡又は 死 産 が予期されるこ

 \mathcal{O}

とを当該 医療 の提供を受ける者に係る診療録その 他 \mathcal{O} 文書等に記 録 L ていたと認め た ŧ \mathcal{O}

 \equiv 病院等の管理者が、 当該医療を提供した医療従事者等からの事情の聴取及び第一条の十一 第一項第二

号の委員会からの意見の聴取 (当該委員会を開催している場合に限る。) を行つた上で、 当該医療が 提

供される前 に当該 医療従事者等が当該死亡又は死産を予期していたと認めたも \mathcal{O}

2 法第六条の十 · 第 項の規定による医療事故調査 ・支援センターへ の報告は次の V) いずれか の方法により行

うものとする。

書 面 を提出 出する方法

医療事故 調 査・支援センターの使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電

気通 信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法

- 3 法第六条の十第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、 次のとおりとする。
- 病院等の名称、 所在地、 管理者の氏名及び連絡先
- 医 **| 療事故** (法第六条の十第 項に規定する医療事 故をいう。 以下同じ。) に係る医療の提供を受けた

者に関する性 別、 年齢その 他 \mathcal{O} 情 報

三 医 療事 故調 査 (法第六条の 十一第一 項に規定する医療事故調査をいう。 以下同じ。) の実施計画 (T) 概

要

匹 前各号に掲げるもののほか、 当該医療事故に関し管理者が必要と認めた情報

(遺 族 への説 明

第 一条の十の三 法第六条の十第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、 当該医療事故に係る死産した

胎児 \mathcal{O} 祖父母とする。

- 2 法第六条の十 療事故が発生した日時、 第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、 場所及びその状況 次のとおりとする。

医

医療事故調 査 の実施計画の概 要

三 医療事故調査に関する制度の概要

兀 医 · 療 事 故 調 査 $\overline{\mathcal{O}}$ 実施 に当たり 解 剖 又は死亡時 画像診 断 (磁気共鳴画 像診断装置その他 の 画 像による診

断を行り うため の装置を用 **\ て、 死 体 \mathcal{O} 内部を撮影 ĺ て死亡の 原因 を診 断することをい う。 次条第一 五. 号に

お 1 て同じ。 を行う必要がある場合に は、 その 同 意 \mathcal{O} 取 得 に関 する 事 項

(医療事故調査の手法)

第 条の十 \mathcal{O} 厄 病院 等の 管理者は、 法第六条の十一 第 項の 規定により医療事故調査を行うに当たつては

次に掲げる事項につ 1 て、 当該医· 療事 故調査を適 切に行うために必要な範囲内 で選択し、 それら $\overline{\mathcal{O}}$ 事 項

に関し、 当該| 医 療事 故 \mathcal{O} 原 因 [を明ら カ にするために、 情 報 \mathcal{O} 収 集及び整理を行うものとする。

一 診療録その他の診療に関する記録の確認

当該 医 療 事 故 E 係 る医 療を提供 L た 医 療 従 事 者 カ 5 \mathcal{O} 事 <u>情</u> 0) 聴 取

三 前号に規定する者以外の関係者からの事情の聴取

四 当該医療事故に係る死亡した者又は死産した胎児の解剖

五. 当該医療事故に係る死亡した者又は死産 した胎児の 死亡時画像診断

六 当該医療事故に係る医療の提供に使用された医薬品、 医療機器、 設備その他の物 の確 認

七 当該医療事故に係る死亡し た者又は死産 した胎児に関する血液又は「 尿その 他 \mathcal{O} 物 に つい 7 の検査

2 病院等の の管理 理者は、 法第六条 が 十 一 第四 項 の規定による報告を行うに当たつては、 次に掲げる事 ,項を記

載 当 該 医 療 事 が故に係る る医療 従事 者等の 識 別 他 \mathcal{O} 情 報との照合による識別を含む。 次項に お 7 て同じ

ができない ように 加 エし た報告 書を提出 L なけ れ ばならな \ <u>`</u>

一 当該医療事故が発生した日時、場所及び診療科名

二 病院等の名称、所在地、管理者の氏名及び連絡先

三 当該医療事故に 係る医療を受けた者に関する性別、 年齢その他 の情報

四 医療事故調査の項目、手法及び結果

3 法第六 条 \mathcal{O} + 第五 項 \mathcal{O} 厚 生労働 省令で定める事項 は、 前項各号に掲げる事項 (当該医 療事故に係る医

療従事者等の識別ができないようにしたものに限る。)とする。

第一章の三中第一条の十三の次に次の九条を加える。

(指定の申請)

第一条の十三の二 法第六条の十五第一項の規定により医療事故調査・支援センターの指定を受けようとす

る者は、 次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 調査等業務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地
- 三 調査等業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 一 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 三 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- 四 調査等業務の実施に関する計画
- 五. 調 查等業務 以外 の業務を行つている場合には、 その業務の種類及び概要を記載した書類

(指定の基準)

第 一条の十三の三 次の各号のいずれかに該当する者は、 法第六条の十五第一項の指定を受けることができ

ない。

法又は法に基づく命令に違反し、 罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受けるこ

とがなくなつた日から二年を経過しない者

法第六条の二十六第一項の規定により法第六条の十五第一項の指定を取り消され、 その取消 しの日か

ら二年を経過しない者

三 役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者

第一条の十三の四 厚生労働大臣は、法第六条の十五第一項の指定の申請があつた場合においては、 その申

請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、 同項の指定をしてはならない。

一 営利を目的とするものでないこと。

調査等業務を行うことを当該法人の目的 の一部としていること。

三 調 芸査等業務を全国的に行う能力を有し、 かつ、十分な活動実績を有すること。

兀 調 査等業務を全国的に、 及び適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎を有すること。

五 調査等業務の実施について利害関係を有しないこと。

六 調査等業務以外の業務を行つているときは、 その業務を行うことによつて調査等業務の運営が不公正

になるおそれがないこと。

七 役員の 構 成が 調査等業務

の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

知識又は識見を有する委員により構

成される委員会を有すること。

九 前号に規定する委員が調査等業務の実施について利害関係を有しないこと。 八

調

査等業務について専門的

+ 公平かつ適正な調査等業務を行うことができる手続を定めていること。

(業務規定の記載事 項

第一条の十三の五 法第六条の十八第一項の厚生労働省令で定める事項は、 次のとおりとする。

調 ・査等業務を行う時間及び休日に関する事 項

調査等業務を行う事 一務所に 関す ん事項

三 調 査等業務 の実施方法に関する 事 項

匹 医 療事故調査・支援センターの役員の選任及び解任に関する事項

五. 調

六 調査等業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、調査等業務に関し必要な事項

(業務規定の認可の申請)

第一条の十三の六 医 療事故調査 ・支援センターは、 法第六条の十八第一項前段の規定により業務規程 一の認

可を受けようとするときは、 その旨を記載した申請書に当該業務規程を添えて、 これを厚生労働大臣 に 提

出しなければならない。

2 医療事故調査 ・支援センターは、 法第六条の十八第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受け

ようとするときは、 次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

変更の内容

一 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業計画等)

第一条の十三の七 医療事故調査・支援センターは、 法第六条の十九第一項前段の規定により事業計画書及

指定を受けた日 び収支予算書の認可を受けようとするときは、 の属する事業年度にあつては、 毎事業年度開始の一月前までに その指定を受けた後遅滞なく)、 (法第六条の十五第一項の 申請書に事 業計で 画 [書及び

収支予算書を添えて、 これを厚生労働大臣に提出 な け h ばならない。

2 医 ·療 事 故調 査 支援センタ は、 法第六条の 十九 第 項 後段 の規 定により 事業計 画 書又は収支予算 書の

変更 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認可を受けようとするときは、 あらかじめ、 変更の 內容? 及び 理 由 を記載 した申 請 書を厚生労働 大臣

に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第 一条の十三の八 医 療 事 故調査 支援センターは、 法第六条の十九第二項 \hat{O} 事 ・業報告書及び収支決算書を

毎 事 ,業年度終了 後三月以内に貸借対照表を添えて厚生労働大臣に提出 し なけ ればならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第 一条の 十三の 九 医 療 事 故 調 査 ・支援センタ ĺ は、 法第六条の二十の規定により許可を受けようとすると

きは、 その休止し、 又は廃止しようとする日の二週間前までに、 次に掲げる事項を記載した申請書を厚生

労働大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止しようとする調査等業務の範囲

休止 又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

三 休止又は廃止の理由

(帳簿の保存)

第 一条の十三の十 医 |療事 故調査 支援センター は、 法第六条の二十三の規定により、 次項に掲げる事項を

記載した帳簿を備え、 これを最終の 記載の 日から三年間保存しなければならない。

2 法第六条の二十三の厚生労働省令で定める事項は、 次のとおりとする。

法第六条の十一第四 頃の 規定により病院等 の管理者から医療事 故 調査の結果の報告を受けた年月日

二 前号の報告に係る医療事故の概要

三 第 号の報告に係る法第六条の 十六第 項第一号の規定による整理及び分析結果の概要

附則

1 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

2 この 省令による改正後の医療法施行規則第一条の十の二から第一条の十の四までの規定は、 この省令の

○医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)(抄) 医療法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

第一条の十の二 法第六条の十第一項に規定する厚生労働省令で定める第一条の十の二 法第六条の十第一項に規定する厚生労働省令で定めるが当該医療の管理者が、当該医療が提供される前に当該医療従事者等産が予期されることを説明していたと認めたもの産が予期されることを説明していたと認めたもの産が予期されることを説明していたと認めたもの。			B次
(新設)	第一章の三 医療の安全の確保	第一条の十 (略)	

(傍線の部分は改正部分)

(新 設)	者は、当該医療事故に係る死産した胎児の祖父母とする。第一条の十の三 法第六条の十第二項に規定する厚生労働省令で定める(遺族への説明)
	認めた情報
	四 前各号に掲げるもののほか、当該医療事故に関し管理者が必要と
	いう。以下同じ。)の実施計画の概要
	三 医療事故調査(法第六条の十一第一項に規定する医療事故調査を
	情報
	同じ。)に係る医療の提供を受けた者に関する性別、年齢その他の
	二 医療事故 (法第六条の十第一項に規定する医療事故をいう。以下
	一 病院等の名称、所在地、管理者の氏名及び連絡先
	とおりとする。
(新設)	3 法第六条の十第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の
	処理組織を使用する方法
	る者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報
	二 医療事故調査・支援センターの使用に係る電子計算機と報告をす
	一 書面を提出する方法
	報告は次のいずれかの方法により行うものとする。
(新設)	2 法第六条の十第一項の規定による医療事故調査・支援センターへの
	いたと認めたもの
	が提供される前に当該医療従事者等が当該死亡又は死産を予期して
	当該委員会を開催している場合に限る。)を行つた上で、当該医療
	の聴取及び第一条の十一第一項第二号の委員会からの意見の聴取(
	三 病院等の管理者が、当該医療を提供した医療従事者等からの事情
	に係る診療録その他の文書等に記録していたと認めたもの

2 兀 とおりとする。 号において同じ。 死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。 画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、 法第六条の十第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は 医療事故調査の実施に当たり解剖又は死亡時画像診断 医療事故調査に関する制度の概要 医療事故調査の実施計 医療事故が発生した日時、 を行う必要がある場合には、その同意の取得に 画の概要 場所及びその状況 (磁気共鳴 次条第五 次の (新設)

(医療事故調査の手法)

関する事項

項に関し、当該医療事故の原因を明らかにするために、情報の収集及 医療事故調査を適切に行うために必要な範囲内で選択し、それらの事 り医療事故調査を行うに当たつては、次に掲げる事項について、当該 第一条の十の四 病院等の管理者は、法第六条の十一第一項の規定によ

診療録その他の診療に関する記録の確認

び整理を行うものとする。

一 当該医療事故に係る医療を提供した医療従事者からの事情の聴取

一 前号に規定する者以外の関係者からの事情の聴取

四 当該医療事故に係る死亡した者又は死産した胎児の解剖

断 一 当該医療事故に係る死亡した者又は死産した胎児の死亡時画像診

設備その他の物の確認

六 当該医療事故に係る医療の提供に使用された医薬品、医療機器

当該医療事故に係る死亡した者又は死産した胎児に関する血液又

(新 設)

(新 新 設 設)	療事故に係る医療を受けた 療事故に係る医療を受けた の十一第五項の厚生労働省 の十一第五項の厚生労働省 に限る。)とする に表者の氏名 が次条各号の規定に該当し は寄附行為及び登記事項証 は寄附行為及び登記事項証 に表 に表 にたる に表 にたる にたる にたる にたる にたる にたる にたる にたる
(新 設)	2 病院等の名称、所在地、管理者の氏名及び連絡先に当たつては、次に掲げる事項を記載し、当該医療事故に係る医療従い。)ができないように加工した報告書を提出しなければならない。一 当該医療事故が発生した日時、場所及び診療科名 一 当該医療事故が発生した日時、場所及び診療科名 一 当該医療事故が発生した日時、場所及び診療科名 一 当該医療事故が発生した日時、場所及び診療科名

	によつて調査等業務の運営が不公正になるおそれがないこと。 六 調査等業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うこと
	五 調査等業務の実施について利害関係を有しないこと。
	な経理的基礎を有すること。
	四 調査等業務を全国的に、及び適確かつ円滑に実施するために必要
	有すること。
	三 調査等業務を全国的に行う能力を有し、かつ、十分な活動実績を
	二 調査等業務を行うことを当該法人の目的の一部としていること。
	一 営利を目的とするものでないこと。
	ていると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。
	請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合し
(新設)	第一条の十三の四 厚生労働大臣は、法第六条の十五第一項の指定の申
	三 役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者
	定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
	二 法第六条の二十六第一項の規定により法第六条の十五第一項の指
	過しない者
	執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経
	一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その
	五第一項の指定を受けることができない。
	第一条の十三の三 次の各号のいずれかに該当する者は、法第六条の十
(新設)	(指定の基準)
	て村宮で言言して言業
	が既要が記載した書類 一部
	明は草葉彩の手がに関する言画
	司(14×15×15×15×15×15×15×15×15×15×15×15×15×15×

(新新設) 新設)	2 医療事故調査・支援センターは、法第六条の十八第一項後段の規定	(業務規程の記載事項) (業務規程の記載事項) (業務規程の記載事項) (業務規程の記載事項) (業務規程の記載事項)	七 役員の構成が調査等業務を行うことができる手続を定めているいこと。 ・ 公平かつ適正な調査等業務の公正な運営に支障を及ぼすおそれがなること。 こと。
	新設	() 新 設	

(新設)	規定により許可を受けようとするときは、その休止し、又は廃止しよ第一条の十三の九 医療事故調査・支援センターは、法第六条の二十の(業務の休廃止の許可の申請)
(新設)	対照表を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。「二項の事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後三月以内に貸借第一条の十三の八」医療事故調査・支援センターは、法第六条の十九第(事業報告書等の提出)
(新設)	歴に提出しなければならない。臣に提出しなければならない。臣に提出しなければならない。臣に提出しなければならない。臣に提出しなければならない。臣に提出しなければならない。臣に提出しなければならない。臣に提出しなければならない。臣に提出しなければならない。
(新設)	でに(法第六条の十五第支予算書の認可を受けよンターは、法第六条の十五第
	三 変更の理由 三 変更の内容 一 変更の内容 一 変更の内容 により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事